



2026年7月6日

各位

会社名 株式会社アストロスケールホールディングス
代表者名 代表取締役社長 岡田 光信
グループ CEO
(コード: 186A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役副社長執行役員 松山 宜弘
グループ CFO
(TEL. 03-3626-0085)

当社取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年7月3日開催の取締役会において、①当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役 I」といいます。）に対する事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット制度。以下「本RSU制度 I」といいます。）の導入、及び②当社の社外取締役（以下「対象取締役 II」といい、対象取締役 I と併せて「対象取締役」といいます。）に対する事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット制度。以下「本RSU制度 II」といい、本RSU制度 I と併せて「本RSU制度」といいます。）の導入を決議し、本RSU制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2026年7月30日開催予定の第8回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 取締役に対する事後交付型株式報酬の導入目的等

当社の取締役の報酬は、2022年7月29日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき、当社は、当該上限額の範囲内で、取締役に対して金銭報酬を支給して参りました。

当社は、国内外を問わず、グローバルな事業運営に関する豊富な経験や当社の事業領域における高度な専門性を有する優秀な人材を取締役として確保・維持することにより、持続的な企業価値の向上を実現していくことが重要であると考えております。そのためには、グローバルな人材市場において競争力のある報酬体系を整備するとともに、取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進し（また、社外取締役については金銭報酬の代替として株式報酬を支給することで株主の皆様との利益共有をより強固なものとし）、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与することが必要と考えております。本RSU制度 I は、一定期間にわたる職務遂行及び当社への継続的な貢献を条件として当社普通株式を事後的に交付する株式報酬制度であり、取締役の中長期的な視点に立った経営を促進するとともに、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的としております。また、本RSU制度 II は、当社普通株式を事後的に交付する株式報酬制度であり、社外取締役の中長期的な視点に立った経営の監督機能を発揮させるとともに、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的としております。

以上の理由により、当社は、本株主総会において、上記の金銭報酬とは別枠で、本議案につき株主の皆様にご承認いただくことを条件として、対象取締役に対して本RSU制度を導入することといたしました。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。

2. 本RSU制度の内容

(1) 本RSU制度Ⅰの内容

本RSU制度Ⅰは、対象取締役Ⅰに対して、当社取締役会が対象取締役Ⅰの職責等を勘案して定める数（以下「基準ユニット数Ⅰ」という。）のユニットを事前に付与し、ユニットを付与した事業年度を初年度として連続する4事業年度（以下「制度対象期間Ⅰ」といいます。）中に最初に開催される当社の定時株主総会から、制度対象期間Ⅰ終了後に最初に開催される定時株主総会の終結時までの期間のうち各定時株主総会からその翌年の定時株主総会の終結時までの各期間（以下個別に又は総称して「役務提供期間Ⅰ」といいます。）中、対象取締役Ⅰとして継続して役務提供を行うことを条件として、各役務提供期間Ⅰの終了後に、当該各役務提供期間Ⅰに対応するユニット数について権利確定させ、権利確定したユニット数に応じて定まる数（1ユニット＝当社普通株式1株）の当社普通株式又はこれに代わる金銭（以下総称して「当社普通株式等」といいます。）（注1）を順次交付する株式報酬制度です。すなわち、本RSU制度Ⅰにおいては、基準ユニット数Ⅰのうち制度対象期間Ⅰに応じて4等分した数のユニットを当該制度対象期間Ⅰに係る各役務提供期間Ⅰにおいて対象取締役Ⅰとして継続して役務提供を行うことを条件として、当該各役務提供期間Ⅰの終了に伴い権利確定させ、対象取締役Ⅰに対し当社普通株式等を順次交付いたします。このように対象取締役Ⅰである取締役（社外取締役を除きます。）については、業務執行の中核を担い、中長期的な経営戦略の策定・実行に継続的に関与することから、4年間の制度対象期間Ⅰを設定し、各役務提供期間Ⅰの役務提供に応じて段階的に権利確定させることで、中長期的な企業価値向上への貢献を促す設計としております。なお、制度対象期間Ⅰは、毎年新たに設定されるものとし、最初の制度対象期間Ⅰは2027年度（2027年4月期）から2030年度（2030年4月期）の4事業年度、それに対応する各役務提供期間Ⅰは本総会から2030年度（2030年4月期）に係る定時株主総会の終結時のうち各定時株主総会からその翌年の定時株主総会の終結時までの各期間といたします。

当社は、各役務提供期間Ⅰの終了後、当該役務提供期間Ⅰにおいて権利確定したユニットに応じ、対象取締役Ⅰに対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役Ⅰが当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、この方法による場合の1株あたりの払込金額は、当該発行または処分の決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額とする。）により、当社普通株式を発行又は処分します（注2）（注3）。

(2) 本RSU制度Ⅱの内容

本RSU制度Ⅱは、対象取締役Ⅱに対して、当社取締役会が対象取締役Ⅱの職責等を勘案して定める数（以下「基準ユニット数Ⅱ」という。）のユニットを事前に付与し、ユニットを付与した事業年度（以下「制度対象期間Ⅱ」といいます。）中に開催される当社の定時株主総会から、制度対象期間Ⅱ終了後に最初に開催される定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間Ⅱ」といい、役務提供期間Ⅰと併せて「役務提供期間」といいます。）中、対象取締役Ⅱとして継続して役務提供を行うことを条件として、役務提供期間Ⅱの終了後に、基準ユニット数Ⅱの全てについて権利確定させ、権利確定したユニット数に応じて定まる数（1ユニット＝当社普通株式1株）の当社普通株式等（注1）を交付する株式報酬制度です。このように対象取締役Ⅱである社外取締役については、社外取締役の任期及び責任期間と役務提供を条件とする期間を整合するため、上記のとおり1年間の制度対象期間Ⅱ及び役務提供期間Ⅱを設定し、当該役務提供期間Ⅱ終了後に全てを権利確定させることで、金銭報酬の代替としつつ、社外取締役としての監督機能の発揮に対する適切な報酬付与と株主との利益共有を図る設計としております。なお、制度対象期間Ⅱは、毎年新たに設定されるものとし、最初の制度対象期間Ⅱは2027年度（2027年4月期）の1事業年度、それに対応する役務提供期間Ⅱは本総会から2027年度（2027年4月期）に係る定時株主総会の終結時までの期間といたします。

当社は、役務提供期間Ⅱの終了後、権利確定したユニットに応じ、対象取締役Ⅱに対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役Ⅱが当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当

社普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、この方法による場合の1株あたりの払込金額は、当該発行または処分の決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額とする。）により、当社普通株式を発行又は処分します（注2）（注3）。

(注1) 非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

(注2) 役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部又は一部を権利確定させ、対象取締役に對して割り当てる当社普通株式の数及び時期を、合理的に調整することができるものとします。また、役務提供期間中、当社取締役会が正当と認める理由なく対象取締役が上記の地位を喪失した場合には、当社取締役会は、その退任事由及び在任期間等に応じて、未確定のユニットの全部若しくは一部を失効させ、又は権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式の全部若しくは一部について交付しないことができるものとします。

(注3) 本RSU制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡により退任した場合、未確定のユニットは全て失効し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。また、本RSU制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本RSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、未確定のユニットは全て失効し、権利確定済みのユニットに係る未交付の当社普通株式について交付しないものとします。

(3) 本RSU制度に係る報酬等の上限額及び株式総数の上限

本RSU制度Iに係る報酬等の総額（当社普通株式に代えて金銭を交付する場合の金銭の額を含む。）は一事業年度あたり150百万円を上限とし、当社が本RSU制度Iに基づき対象取締役Iに交付する当社普通株式の総数は、一事業年度あたり100,000株を上限とします（注4）。また、本RSU制度IIに係る報酬等の総額（当社普通株式に代えて金銭を交付する場合の金銭の額を含む。）は一事業年度あたり150百万円を上限とし、当社が本RSU制度IIに基づき対象取締役IIに交付する当社普通株式の総数は、一事業年度あたり100,000株を上限とします（注4）。なお、本RSU制度に係る報酬等の額は、本RSU制度のために当社取締役会が行う、当社普通株式の発行又は処分に係る決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当社普通株式の交付を受ける対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会において決定した1株当たりの払込金額に、対象取締役に割り当てる当社普通株式の数を乗じた額とします。

(4) 本RSU制度に係る当社普通株式等の交付の条件の概要

本RSU制度に係る当社普通株式等の交付は、役務提供期間中、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、その他本RSU制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足することを条件とします。

また、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合や重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合等には、当社は、当該対象取締役に對し、本RSU制度に基づく株式交付若しくは金銭支給の全部若しくは一部を行わないこととし（マルス）、又は交付した

株式若しくは支給した金銭の全部若しくは一部の返還請求（クローバック）ができるものとします。

（ご参考）

当社は、本株主総会において本 RSU 制度 I の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員及び一部の従業員に対しても、本 RSU 制度 I と同様の事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。

以上